

メタデータのオープン化に関する FAQ

令和元年 12 月 1 日 ジャパンリンクセンター運営委員会制定
改正 令和 2 年 7 月 29 日 ジャパンリンクセンター運営委員会

※本 FAQ は、今後予定されている JaLC システム改修を前提にした内容となっています。

※令和 2 年 7 月時点の JaLC システム改修状況にあわせて、赤文字で修正しています。

目次

第 1 章 データ登録者編.....	2
Q1 ジャパンリンクセンター（以下、「JaLC」）に登録されたメタデータ（以下、「JaLC データ」）は、全て公開されるのですか？.....	2
Q2 「連携機関」とは具体的にどういった機関を指すのですか？.....	2
Q3 公開されている全ての JaLC データは、第三者が自由に利用できるのですか？.....	2
Q4 DOI や被引用情報は、どのような条件で第三者に利用されるのですか？.....	3
Q5 抄録の「公開」と「利用」の違いは何ですか？.....	3
Q6 抄録を公開したくありません。どのように登録すれば公開されませんか？.....	4
Q7 JaLC 参加規約第 8 条第 2 項には、JaLC は、抄録を JaLC 正会員および連携機関に対し「利用態様を問わず無償で自由に利用させることができる」とありますが、自分の抄録が知らないうちに盗用・改ざんされても文句がいえないのでしょ	4
うか？.....	4
Q8 第三者によって抄録が利用された場合、対価をもらえないのですか？.....	4
Q9 論文ごとに JaLC 正会員および連携機関以外の第三者による抄録利用の可否を設定することはできますか？.....	5
Q10 著作権者が抄録を第三者に利用させたくないという意向を持っているのですが、抄録を登録しないということは可能でしょうか？また、JaLC 正会員および連携機関以外の第三者に抄録の利用を許諾するつもりがない場合にも抄録の登録はできますか？.....	5
Q11 JaLC 正会員および連携機関以外の第三者による抄録利用の可否について、どのようにシステムに登録すればよいのですか？.....	5
Q12 本学会では CC-BY で公開するという条件で論文投稿を受け付けています。メタデータについては特に定めていませんが、このような場合、JaLC 参加規約と同じ条件であると考えてよいのですか？.....	6
Q13 論文等のコンテンツ本体の利用条件等も変更になるのでしょうか？.....	6
第 2 章 データ利用者編.....	7
Q14 抄録を利用したいのですが利用条件はありますか？.....	7

Q15 JaLC 準会員は抄録を利用できますか？.....7

Q16 第三者による利用に関する許諾の有無はどこを見れば確認できますか？7

第1章 データ登録者編

第1節 共通項目

Q1 ジャパンリンクセンター（以下、「JaLC」）に登録されたメタデータ（以下、「JaLC データ」）は、全て公開されるのですか？

A1 はい、全ての JaLC データは公開されます。

①JaLC 正会員がシステムに登録した書誌データ（標題、著者名、収録ジャーナル名、収録巻・号、開始ページ、ISBN、ISSN 等）、URI、引用情報、抄録といった各種データや、②JaLC が有効化（登録）した DOI、③JaLC が作成し、登録した被引用情報は、JaLC データとして、JaLC システムの検索画面・API を通じて不特定多数の第三者に対して公開されます。

Q2 「連携機関」とは具体的にどういった機関を指すのですか？

A2 「連携機関」とは、JaLC が連携する法人もしくは団体のことを指し、現時点では、Crossref (<https://www.crossref.org/>)、DataCite (<https://datacite.org/>) がこれに該当します。なお、JaLC は、平成 29 年度に策定した「ジャパンリンクセンター ストラテジー 2017-2022」(https://japanlinkcenter.org/top/about/about_strategy.html) において、他の ID サービスとの連携を強化することをアクションプランとして掲げているため、今後連携機関は増加していく予定です。

Q3 公開されている全ての JaLC データは、第三者が自由に利用できるのですか？

A3 公開されている全ての JaLC データを第三者が自由に複製やネット掲載等の態様で利用できるわけではありません（なお、「利用」の意味については、Q5 をご覧ください）。JaLC データのうち、標題、著者名、収録ジャーナル名、収録巻・号、開始ページ、ISBN、ISSN 等といった「書誌データ」や、URL 等の URI、引用文献等の引用情報は、一般的には著作権法上の保護対象である「著作物」には該当しないと考えられています。そのため、これらのメタデータについては、不特定多数の第三者が、目的や営利性を問わず、自由に利用できます（JaLC 参加規約 8 条 1 項）。

一方で、JaLC データのうち、「抄録」は、著作権法上の保護対象となる「著作物」に該当するものが多いと考えられていることから、JaLC 正会員および連携機関に限り、自由に利用できるものとし、これら以外の第三者は、別途抄録を登録した正会員の許諾を得なければ利用できないものとしています（JaLC 参加規約 8 条 2 項、3 項）。

Q4 DOIや被引用情報は、どのような条件で第三者に利用されるのですか？

A4 DOIは、「●●.●●●●/××××.▲▲▲.▲▲▲」及び「https://doi.org/●●.●●●●/××××.▲▲▲.▲▲▲」のような形で表される文字列であり、著作権等の対象とはならないため、あらゆる第三者が、パブリックな情報として、その目的や営利性を問わず自由に利用することができます。

被引用情報も、同様に、パブリックな情報として、不特定多数の第三者がその目的や営利性を問わず自由に利用することができます。

Q5 抄録の「公開」と「利用」の違いは何ですか？

A5 抄録の「公開」とは、JaLCシステムの検索画面・APIを通じて、不特定多数の利用者に対して抄録を提供することを意味します。JaLCシステムの利用者は、提供された抄録を利用端末上で閲覧することができます。

一方、抄録の「利用」は、JaLCシステムで公開（提供）されている抄録を、例えば複製して第三者に頒布したり、インターネット上に掲載したりすること等を意味します。JaLCシステムで公開されている抄録は、JaLC正会員および連携機関は自由に利用することができます。これら以外の第三者が利用するには、別途抄録を登録した正会員の許諾を得る必要があります（Q3参照）。なお、第三者による抄録利用の可否については、~~システム上選択できる機能を今後付加する予定です~~令和2年7月29日の改修により、正会員がシステム上選択できる機能（以下、抄録ライセンスフラグ）を付加しました。（Q11参照）。

第2節 論文執筆者向け

Q6 抄録を公開したくありません。どのように登録すれば公開されませんか？

A6 JaLC のシステムに登録された全ての JaLC データは、JaLC システムの検索画面・API を通じて不特定多数の第三者に公開されることになっており、システム上、抄録のみを非公開にする設定はできません。なお、JaLC のシステムに登録されなければ公開はされませんので、不特定多数の第三者に抄録を公開したくない場合には、システムに抄録情報を登録しないでください。

令和2年7月29日の改修により、第三者に抄録の利用を許諾しない場合、抄録ライセンスフラグ設定より「第三者使用不可」を選択できるようになりました。また、登録済みの抄録の公開を止める場合は、「一括抄録情報登録画面」にて、DOI リストを指定して一括で抄録を削除することができるようになりました。

Q7 JaLC 参加規約第8条第2項には、JaLC は、抄録を JaLC 正会員および連携機関に対し「利用態様を問わず無償で自由に利用させることができる」とありますが、自分の抄録が知らないうちに盗用・改ざんされても文句がいえないのでしょ

A7 「利用態様を問わず無償で自由に利用させることができる」というのは、抄録の盗用や改ざんなどを認めることではありません。盗用や改ざんが無断で行われた場合には、著作権等の権利行使が可能です。

Q8 第三者によって抄録が利用された場合、対価をもらえないのですか？

A8 JaLC を通じて対価をもらうことはできません。しかし抄録が広く利用されることで論文へのアクセス数が増加し、その結果として研究成果のプレゼンスの向上が大きく期待されるメリットがあると考えられます。

第3節 データ登録者向け

Q9 論文ごとに JaLC 正会員および連携機関以外の第三者による抄録利用の可否を設定することはできますか？

A9 ~~システム改修後に設定可能になる予定です。また、ジャーナル単位で一括設定できる機能も付加する予定です。~~令和2年7月29日の改修により、抄録ライセンスフラグとして設定可能になりました。また、新設の「一括抄録情報登録画面」より、DOI リストを指定して一括で設定することが可能になりました。

Q10 著作権者が抄録を第三者に利用させたくないという意向を持っているのですが、抄録を登録しないということは可能でしょうか？また、JaLC 正会員および連携機関以外の第三者に抄録の利用を許諾するつもりがない場合にも抄録の登録はできますか？

A10 抄録を登録しないということも可能です。また、JaLC 正会員および連携機関以外の第三者に抄録の利用を許諾するつもりがない場合でも、抄録を登録することは可能です。

しかしながら論文へのアクセス数の拡大が見込まれ、その結果として研究成果のプレゼンスの向上が大きく期待されることから、JaLC では抄録の登録（公開）や、第三者への利用許諾を奨励しています。

令和2年7月29日の改修により、第三者に抄録の利用を許諾しない場合、抄録ライセンスフラグ設定より「第三者使用不可」を選択できるようになりました。また、登録済みの抄録の公開を止める場合は、「一括抄録情報登録画面」にて、DOI リストを指定して一括で抄録を削除することができるようになりました。

Q11 JaLC 正会員および連携機関以外の第三者による抄録利用の可否について、どのようにシステムに登録すればよいですか？

A11 Web フォームを使用して登録する場合には、抄録登録欄に利用可否を選択する機能 ~~（チェックボックス）~~（プルダウン）を、XML による登録の場合には、抄録の利用可否を選択する項目「抄録ライセンスフラグ」を、それぞれ ~~追加する予定です~~令和2年7月29日の改修により追加しました。

なお、すでに登録されている抄録についても、~~利用可否を選択できる機能・項目を付加することを予定しています~~令和2年7月29日の改修により、利用可否について、コンテンツ単位で設定できるようになりました。

Q12 本学会では CC-BY で公開するという条件で論文投稿を受け付けています。メタデータについては特に定めていませんが、このような場合、JaLC 参加規約と同じ条件であると考えてよいですか？

A12 CC-BY の条件と JaLC の参加規約で定められた条件とは同一ではありませんのでご注意ください。

また、抄録については、JaLC の参加規約上、JaLC が、JaLC 正会員および連携機関に無償で自由に利用させることが想定されていますので、そのために必要な許諾を著作権者から必ず得るようにしてください。

Q13 論文等のコンテンツ本体の利用条件等も変更になるのでしょうか？

A13 今回、利用条件等が変更となるのは、JaLC に登録されるメタデータのみであり、論文等のコンテンツ自体の利用条件等は従前どおりです。

第2章 データ利用者編

Q14 抄録を利用したいのですが利用条件はありますか？

A14 JaLC 正会員および連携機関は、利用態様を問わず無償で自由に抄録を利用できます。

JaLC 正会員、連携機関以外の方は、登録した正会員が事前に許諾した抄録に限り、利用態様を問わず無償で自由に利用できます。

Q15 JaLC 準会員は抄録を利用できますか？

A15 JaLC 準会員の抄録の利用条件は、JaLC 正会員、連携機関以外の第三者と同様となります。そのため抄録を登録した正会員の許諾がある抄録に限り、利用態様を問わず無償で自由に利用することが可能となります。

Q16 第三者による利用に関する許諾の有無はどこを見れば確認できますか？

A16 JaLC 正会員、連携機関は、JaLC に登録されている全ての抄録を、利用態様を問わず無償で自由に利用することが可能です。

JaLC 正会員又は連携機関以外の第三者の場合には、抄録情報の欄に利用可否を示すチェックボックスを今後設置する予定ですので、その欄をご確認ください。可となっている抄録については、利用態様を問わず無償で自由に利用することが可能です。

—以 上—